

# 障害福祉サービス費等の報酬算定構造

平成29年度見直し箇所 : 赤字

## 目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
療養介護サービス費	5
生活介護サービス費	6
経過的生活介護サービス費	7
短期入所サービス費	9
重度障害者等包括支援サービス費	10
施設入所支援サービス費	11
経過的施設入所支援サービス費	12
機能訓練サービス費	14
生活訓練サービス費	15
宿泊型自立訓練サービス費	16
就労移行支援サービス費	17
就労移行支援（養成）サービス費	18
就労継続支援A型サービス費	19
就労継続支援B型サービス費	20
共同生活援助サービス費	21
計画相談支援給付費	22
障害児相談支援給付費	23
地域相談支援給付費（地域移行支援）	24
地域相談支援給付費（地域定着支援）	25
福祉型障害児入所施設給付費	26
医療型障害児入所施設給付費	28
児童発達支援給付費	30
医療型児童発達支援給付費	32
放課後等デイサービス給付費	33
保育所等訪問支援給付費	35

# ○居宅介護サービス費

	注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 重度訪問介護 研修修了者に よる場合	注 2人の居宅 介護従業者 による場合	注 夜間もしくは早 朝の場合 又は深夜の場 合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
基本部分								
イ 居宅にお ける身体介 護	(1) 30分未満 (245単位) (2) 30分以上1時間未満 (388単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (564単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (644単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (724単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (804単位) (7) 3時間以上 (884単位に30分を増すごとに+80単位)	1時間未満 (183単位) 1時間以上1時間30分未満 (273単位) 1時間30分以上2時間未満 (364単位)						
ロ 通院等 介助(身体 介護を伴う 場合)	(1) 30分未満 (245単位) (2) 30分以上1時間未満 (388単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (564単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (644単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (724単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (804単位) (7) 3時間以上 (884単位に30分を増すごとに+80単位)	2時間以上2時間30分未満 (455単位) 2時間30分以上3時間未満 (546単位) ※3時間以上(629単位に30分を増すごとに+83単位)	×70/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
ハ 家事援 助	(1) 30分未満 (101単位) (2) 30分以上45分未満 (146単位) (3) 45分以上1時間未満 (189単位) (4) 1時間以上1時間15分未満 (229単位) (5) 1時間15分以上1時間30分未満 (264単位) (6) 1時間30分以上 (298単位に15分を増すごとに+34単位)		×90/100					
ニ 通院等 介助(身体 介護を伴わ ない場合)	(1) 30分未満 (101単位) (2) 30分以上1時間未満 (189単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (264単位) (4) 1時間30分以上 (331単位に30分を増すごとに+67単位)							
ホ 通院等乗降介助	(97単位)							
初回加算	(1月につき200単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)							
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)	(1回につき564単位を加算)							
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×303/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×221/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×123/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)							
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×41/1000)							
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可						
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可						

# ○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害者等の場合	注 障害支援区分6に該当する者の場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 1時間未満	(183単位)	+15/100	+8.5/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
ロ 1時間以上1時間30分未満	(273単位)								
ハ 1時間30分以上2時間未満	(364単位)								
ニ 2時間以上2時間30分未満	(455単位)								
ホ 2時間30分以上3時間未満	(546単位)								
ヘ 3時間以上3時間30分未満	(636単位)								
ト 3時間30分以上4時間未満	(728単位)								
チ 4時間以上8時間未満	(813単位に30分を増すごとに+85単位)								
リ 8時間以上12時間未満	(1493単位に30分を増すごとに+85単位)								
ヌ 12時間以上16時間未満	(2168単位に30分を増すごとに+80単位)								
ル 16時間以上20時間未満	(2814単位に30分を増すごとに+86単位)								
ヲ 20時間以上24時間未満	(3496単位に30分を増すごとに+80単位)								
移動介護加算									
イ 1時間未満	(100単位を加算)								
ロ 1時間以上1時間30分未満	(125単位を加算)								
ハ 1時間30分以上2時間未満	(150単位を加算)								
ニ 2時間以上2時間30分未満	(175単位を加算)								
ホ 2時間30分以上3時間未満	(200単位を加算)								
ヘ 3時間以上	(250単位を加算)								
初回加算	(1月につき200単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)								
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度)	(1回につき584単位を加算)								
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×192/1000)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可			
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×140/1000)								
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×78/1000)								
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)								
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)								
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×26/1000)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可			

# ○同行援護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 2人の同行 援護従業者 による場合	注 夜間もしくは早 朝の場合 又は深夜の場 合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 降痰吸引等 支援体制加 算
イ 身体介 護を伴う場 合	(1) 30分未満 (256単位)	×70/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100  特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100  特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100  特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100	+15/100	1回につき 100単位 を加算	1人1日当 たり 100単位 を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (405単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (589単位)							
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (672単位)							
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (755単位)							
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (839単位)							
	(7) 3時間以上 (922単位に30分を増すごとに+83単位)							
ロ 身体介 護を伴わ ない場合	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100						
	(2) 30分以上1時間未満 (199単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (278単位)							
	(4) 1時間30分以上 (348単位に30分を増すごとに+70単位)							
初回加算 (1月につき200単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)								
福祉・介護 職員処遇改 善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×303/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可						
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×221/1000)							
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×123/1000)							
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)							
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)							
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×41/1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可						

# ○行動援護サービス費

基本部分	注 支援計画シート等が未作成の場合 ※	注 2人の行動援護従事者による場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算							
イ 30分未満 (253単位)	× 95 / 100	× 200 / 100	特定事業所加算(Ⅰ) + 20 / 100 特定事業所加算(Ⅱ) + 10 / 100 特定事業所加算(Ⅲ) + 10 / 100 特定事業所加算(Ⅳ) + 5 / 100	+ 15 / 100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算							
ロ 30分以上1時間未満 (401単位)													
ハ 1時間以上1時間30分未満 (584単位)													
ニ 1時間30分以上2時間未満 (731単位)													
ホ 2時間以上2時間30分未満 (879単位)													
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,027単位)													
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,175単位)													
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,323単位)													
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,472単位)													
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (1,619単位)													
ル 5時間30分以上6時間未満 (1,915単位)													
ヲ 6時間以上6時間30分未満 (2,063単位)													
カ 6時間30分以上7時間未満 (2,211単位)													
ヨ 7時間以上7時間30分未満 (2,360単位)													
タ 7時間30分以上 (2,506単位)													
初回加算 (1月につき200単位を加算)	※ 平成30年3月31日までの間は、支援計画シート等が未作成の場合であっても減算を行わない。												
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)													
行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度) (1回につき273単位を加算)													
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">福祉・介護職員処遇改善加算</td> <td>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 254 / 1000)</td> <td rowspan="5">注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可</td> </tr> <tr> <td>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 185 / 1000)</td> </tr> <tr> <td>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 103 / 1000)</td> </tr> <tr> <td>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + ハの90 / 100)</td> </tr> <tr> <td>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + ハの80 / 100)</td> </tr> </table>	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 254 / 1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 185 / 1000)	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 103 / 1000)	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + ハの90 / 100)	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + ハの80 / 100)						
福祉・介護職員処遇改善加算		イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 254 / 1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可									
		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 185 / 1000)											
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 103 / 1000)											
		ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + ハの90 / 100)											
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + ハの80 / 100)												
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき + 所定単位 × 34 / 1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可												

# ○療養介護サービス費

基本部分			注	注		
			地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	療養介護計画が作成されない場合
イ 療養介護サービス費	(1)療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (906単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
		(二) 定員41人以上60人以下 (887単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (848単位)				
		(四) 定員81人以上 (815単位)				
	(2)療養介護サービス費(Ⅱ)	(一) 定員40人以下 (660単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下 (630単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (590単位)				
		(四) 定員81人以上 (562単位)				
	(3)療養介護サービス費(Ⅲ)	(一) 定員40人以下 (522単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下 (497単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (473単位)				
		(四) 定員81人以上 (453単位)				
	(4)療養介護サービス費(Ⅳ)	(一) 定員40人以下 (418単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下 (385単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (362単位)				
		(四) 定員81人以上 (344単位)				
	(5)療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下 (418単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下 (385単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (362単位)				
		(四) 定員81人以上 (344単位)				
ロ 経過的療養介護サービス費	(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (877単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
		(二) 定員41人以上60人以下 (877単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (848単位)				
		(四) 定員81人以上 (815単位)				
地域移行加算 (入院中1回、退院後1回を限度として、500単位を加算)						
福祉専門職員配置等加算						
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)						
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)						
ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)						
人員配置体制加算			×965/1000			
イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1)	(1) 定員61人以上80人以下 (1日につき6単位を加算)					
	(2) 定員81人以上 (1日につき17単位を加算)					
ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1)	(1) 定員40人以下 (1日につき170単位を加算)					
	(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき200単位を加算)					
	(3) 定員61人以上80人以下 (1日につき224単位を加算)					
	(4) 定員81人以上 (1日につき237単位を加算)					
障害福祉サービスの体験利用支援加算 (1日につき300単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×35/1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可			
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×25/1000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×14/1000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×5/1000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可			

# ○生活介護サービス費

基本部分		注	注											
		地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合	開所時間減算	定員81人以上の事業所の場合	医師配置が無い場合						
イ 生活介護サービス費	(1)定員20人以下	(一) 区分6 (1278単位) (二) 区分5 (959単位) (三) 区分4 (680単位) (四) 区分3 (610単位) (五) 区分2以下 (559単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	4時間未満 ×70/100  4時間以上6時間未満 ×85/100	1日につき 12単位を減算						
	(2)定員21人以上40人以下	(一) 区分6 (1139単位) (二) 区分5 (851単位) (三) 区分4 (599単位) (四) 区分3 (539単位) (五) 区分2以下 (491単位)												
	(3)定員41人以上60人以下	(一) 区分6 (1099単位) (二) 区分5 (816単位) (三) 区分4 (568単位) (四) 区分3 (502単位) (五) 区分2以下 (459単位)												
	(4)定員61人以上80人以下	(一) 区分6 (1045単位) (二) 区分5 (781単位) (三) 区分4 (549単位) (四) 区分3 (493単位) (五) 区分2以下 (445単位)												
	(5)定員81人以上	(一) 区分6 (1028単位) (二) 区分5 (765単位) (三) 区分4 (535単位) (四) 区分3 (478単位) (五) 区分2以下 (428単位)							×991/1000					
	ロ 基準該当生活介護サービス費	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) (691単位) (2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) (851単位)												
	ハ 経過的生活介護サービス費 (別表のとおり)													

人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	(一)定員20人以下 (1日につき265単位を加算) (二)定員21人以上60人以下 (1日につき212単位を加算) (三)定員61人以上 (1日につき197単位を加算)	×965/1000
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	(一)定員20人以下 (1日につき181単位を加算) (二)定員21人以上60人以下 (1日につき136単位を加算) (三)定員61人以上 (1日につき125単位を加算)	
	ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	(一)定員20人以下 (1日につき51単位を加算) (二)定員21人以上60人以下 (1日につき38単位を加算) (三)定員61人以上 (1日につき33単位を加算)	

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

常勤看護職員等配置加算	イ 定員20人以下	(1日につき28単位を加算)
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき19単位を加算)
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき11単位を加算)
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき8単位を加算)
	ホ 定員81人以上	(1日につき6単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
------------------	----------------

初期加算	(1日につき30単位を加算)
------	----------------

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

リハビリテーション加算	(1日につき20単位を加算)
-------------	----------------

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)
----------	----------------

延長支援加算	(1)1時間未満	(1日につき61単位を加算)
	(2)1時間以上	(1日につき92単位を加算)

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき27単位を加算)
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき13単位を加算)

注 一定の条件を満たす場合 +14単位

障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき300単位を加算)
-------------------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×42/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×31/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×17/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合  
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000)  
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000)  
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)  
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)  
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×6/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

ハ 経過的生活介護サービス費

(別表)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が増える場合	入所支援計画が作成されない場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護師を配置している場合(1日につき)		
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (696単位)			+139単位	+46単位					+96単位	+133単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (590単位) (二)当該施設が主たる施設 (1364単位) (三)当該施設が単独施設 (696単位)			+139単位	+139単位					+96単位	+133単位	
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (510単位)				+70単位	+69単位					+48単位	+66単位
		(二)当該施設が主たる施設 (697単位) (三)当該施設が単独施設 (696単位)											
	(4)定員21人以上30人以下	(683単位)				+46単位	+46単位				+32単位	+44単位	
	(5)定員31人以上40人以下	(574単位)				+35単位	+37単位				+24単位	+36単位	
	(6)定員41人以上50人以下	(517単位)				+27単位	+27単位				+19単位	+26単位	
	(7)定員51人以上60人以下	(500単位)				+23単位	+24単位				+16単位	+24単位	
	(8)定員61人以上70人以下	(483単位)				+20単位	+22単位				+14単位	+22単位	
	(9)定員71人以上80人以下	(466単位)				+17単位	+19単位				+12単位	+19単位	
	(10)定員81人以上90人以下	(451単位)				+15単位	+16単位				+10単位	+16単位	
	(11)定員91人以上100人以下	(433単位)				+13単位	+13単位				+9単位	+13単位	
	(12)定員101人以上110人以下	(431単位)				+12単位	+12単位				+8単位	+12単位	
	(13)定員111人以上120人以下	(431単位)				+11単位	+11単位				+8単位	+11単位	
	(14)定員121人以上130人以下	(429単位)				+10単位	+10単位				+8単位	+10単位	
	(15)定員131人以上140人以下	(427単位)				+9単位	+9単位				+7単位	+9単位	
	(16)定員141人以上150人以下	(425単位)				+8単位	+8単位				+7単位	+8単位	
	(17)定員151人以上160人以下	(421単位)				+8単位	+8単位				+6単位	+8単位	
	(18)定員161人以上170人以下	(418単位)				+8単位	+8単位				+6単位	+8単位	
	(19)定員171人以上180人以下	(415単位)				+8単位	+8単位				+6単位	+7単位	
	(20)定員181人以上190人以下	(412単位)				+7単位	+8単位				+5単位	+7単位	
(21)定員191人以上	(409単位)				+7単位	+8単位				+5単位	+6単位		
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	(691単位)			+46単位	+46単位					+24単位		
	(2)定員31人以上40人以下	(637単位)			+35単位	+37単位					+24単位		
	(3)定員41人以上50人以下	(611単位)			+27単位	+27単位					+19単位		
	(4)定員51人以上60人以下	(588単位)			+23単位	+24単位					+16単位		
	(5)定員61人以上70人以下	(562単位)			+20単位	+22単位					+14単位		
	(6)定員71人以上	(537単位)			+17単位	+19単位					+12単位		
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (841単位) (二)当該施設が単独施設 (638単位)			+139単位	+278単位 +46単位					+96単位	+133単位	
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (573単位)			+139単位	+139単位					+96単位	+133単位	
		(二)当該施設が単独施設 (638単位)					+46単位						
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (573単位)				+139単位	+139単位					+96単位	+133単位
		(二)当該施設が主たる施設 (1356単位) (三)当該施設が単独施設 (638単位)					+46単位						
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (476単位)				+70単位	+92単位					+48単位	+66単位
		(二)当該施設が主たる施設 (999単位)					+46単位						
		(三)当該施設が単独施設 (638単位)											
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (436単位)				+70単位	+69単位					+48単位	+66単位
		(二)当該施設が主たる施設 (828単位)					+46単位						
		(三)当該施設が単独施設 (638単位)											
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (407単位)				+46単位	+55単位					+32単位	+44単位
		(二)当該施設が主たる施設 (757単位)					+46単位						
		(三)当該施設が単独施設 (638単位)											
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (380単位)				+46単位	+46単位					+32単位	+44単位
(二)当該施設が主たる施設 (638単位)						+46単位							
(三)当該施設が単独施設 (638単位)													
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (568単位)				+35単位	+37単位					+24単位	+36単位	
	(二)当該施設が単独施設 (568単位)												
(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (525単位)				+35単位	+37単位					+24単位	+36単位	
	(二)当該施設が単独施設 (525単位)												
(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (465単位)				+27単位	+27単位					+19単位	+26単位	
	(二)当該施設が単独施設 (465単位)												
(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (452単位)				+23単位	+24単位					+16単位	+24単位	
	(二)当該施設が単独施設 (452単位)												
(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (438単位)				+20単位	+22単位					+14単位	+22単位	
	(二)当該施設が単独施設 (438単位)												
(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (423単位)				+17単位	+19単位					+12単位	+19単位	
	(二)当該施設が単独施設 (423単位)												
(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (409単位)				+15単位	+16単位					+10単位	+16単位	
	(二)当該施設が単独施設 (409単位)												
(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (394単位)				+13単位	+13単位					+9単位	+13単位	
	(二)当該施設が単独施設 (394単位)												
ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (841単位) (二)当該施設が単独施設 (635単位)			+139単位	+278単位 +46単位					+96単位	+133単位	
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (591単位)			+139単位	+139単位					+96単位	+133単位	
		(二)当該施設が単独施設 (635単位)					+46単位						
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (591単位)				+139単位	+139単位					+96単位	+133単位
		(二)当該施設が主たる施設 (1347単位) (三)当該施設が単独施設 (635単位)					+46単位						
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (477単位)				+70単位	+92単位					+48単位	+66単位
		(二)当該施設が主たる施設 (992単位)					+46単位						
		(三)当該施設が単独施設 (635単位)											
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (439単位)				+70単位	+69単位					+48単位	+66単位
		(二)当該施設が主たる施設 (826単位)					+46単位						
		(三)当該施設が単独施設 (635単位)											
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (404単位)				+46単位	+55単位					+32単位	+44単位
		(二)当該施設が主たる施設 (713単位)					+46単位						
		(三)当該施設が単独施設 (635単位)											
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (383単位)				+46単位	+46単位					+32単位	+44単位
(二)当該施設が主たる施設 (635単位)						+46単位							
(三)当該施設が単独施設 (635単位)													
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (565単位)				+35単位	+37単位					+24単位	+36単位	
	(二)当該施設が単独施設 (565単位)												
(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (523単位)				+35単位	+37単位					+24単位	+36単位	
	(二)当該施設が単独施設 (523単位)												
(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (462単位)				+27単位	+27単位					+19単位	+26単位	
	(二)当該施設が単独施設 (462単位)												
(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (449単位)				+23単位	+24単位					+16単位	+24単位	
	(二)当該施設が単独施設 (449単位)												
(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (436単位)				+20単位	+22単位					+14単位	+22単位	
	(二)当該施設が単独施設 (436単位)												
(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (421単位)				+17単位	+19単位					+12単位	+19単位	
	(二)当該施設が単独施設 (421単位)												
(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (407単位)				+15単位	+16単位					+10単位	+16単位	
	(二)当該施設が単独施設 (407単位)												
(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (393単位)				+13単位	+13単位					+9単位	+13単位	
	(二)当該施設が単独施設 (393単位)												



不 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	(672単位)				ト 重度障害児支援加算(Ⅷ) 1日につき+186単位		+27単位		+19単位
	(2)定員51人以上80人以下	(664単位)						+23単位		+16単位
	(3)定員81人以上70人以下	(652単位)						+20単位		+14単位
	(4)定員71人以上	(640単位)						+17単位		+12単位

  

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下	(301単位)	×965/1000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
		(2)定員61人以上90人以下	(271単位)		
		(3)定員91人以上	(237単位)		
ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下	(180単位)			
	(2)定員61人以上90人以下	(162単位)			
	(3)定員91人以上	(141単位)			

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき317単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき421単位を加算)

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき527単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき1,055単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき9単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、470単位を加算)
--------	------------------------------

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき25単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき21単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき17単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき14単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき12単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき11単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき10単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき9単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき8単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき5単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき5単位を加算)
ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき14単位を加算)	
	(2)定員41人以上50人以下	(1日につき11単位を加算)	
	(3)定員51人以上60人以下	(1日につき9単位を加算)	
	(4)定員61人以上70人以下	(1日につき8単位を加算)	
	(5)定員71人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)	
	(6)定員81人以上90人以下	(1日につき6単位を加算)	
	(7)定員91人以上100人以下	(1日につき6単位を加算)	
	(8)定員101人以上110人以下	(1日につき5単位を加算)	
	(9)定員111人以上120人以下	(1日につき5単位を加算)	
	(10)定員121人以上130人以下	(1日につき4単位を加算)	
	(11)定員131人以上140人以下	(1日につき4単位を加算)	
	(12)定員141人以上150人以下	(1日につき4単位を加算)	
	(13)定員151人以上160人以下	(1日につき3単位を加算)	
	(14)定員161人以上170人以下	(1日につき3単位を加算)	
	(15)定員171人以上180人以下	(1日につき3単位を加算)	
	(16)定員181人以上190人以下	(1日につき3単位を加算)	
	(17)定員191人以上	(1日につき3単位を加算)	

栄養マネジメント加算	(1日につき11単位を加算)
------------	----------------

小規模グループケア加算	(1日につき226単位を加算)
-------------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×62/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×45/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×25/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十の90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 十所定単位×8/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

# ○短期入所サービス費

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (892単位)
		(二) 区分5 (758単位)
		(三) 区分4 (626単位)
		(四) 区分3 (563単位)
		(五) 区分1・2 (492単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (582単位)
		(二) 区分5 (510単位)
		(三) 区分4 (307単位)
		(四) 区分3 (232単位)
		(五) 区分1・2 (166単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (758単位)
		(二) 区分2 (595単位)
(三) 区分1 (492単位)		
(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (510単位)	
	(二) 区分2 (269単位)	
	(三) 区分1 (166単位)	
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (2,609単位)	
	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (2,407単位)	
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ) (1,404単位)	
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2,489単位)	
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (2,277単位)	
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (1,304単位)	
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) (1,738単位)	
	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) (1,606単位)	
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) (936単位)	
ニ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) (758単位)	
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) (232単位)	

注	
利用者の数が利用定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合
×70/100	×70/100

短期利用加算	(1日につき 30単位を加算)								
重度障害者支援加算	(1日につき 50単位を加算)								
単独型加算	(1日につき 320単位を加算)								
医療連携体制加算	<table border="1"> <tr> <td>イ 医療連携体制加算(Ⅰ)</td> <td>(1日につき 600単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき 300単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)</td> <td>(1日につき 500単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)</td> <td>(1日につき 100単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 600単位を加算)	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 300単位を加算)	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 500単位を加算)	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位を加算)
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 600単位を加算)								
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 300単位を加算)								
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 500単位を加算)								
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位を加算)								
栄養士配置加算	<table border="1"> <tr> <td>イ 栄養士配置加算(Ⅰ)</td> <td>(1日につき 22単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき 12単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1日につき 12単位を加算)				
イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)								
ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1日につき 12単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)								
食事提供体制加算	(1日につき 48単位を加算)								
特別重度支援加算	<table border="1"> <tr> <td>イ 特別重度支援加算(Ⅰ)</td> <td>(1日につき 388単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき 120単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 特別重度支援加算(Ⅰ)	(1日につき 388単位を加算)	ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)				
イ 特別重度支援加算(Ⅰ)	(1日につき 388単位を加算)								
ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)								
緊急短期入所体制確保加算	(1日につき 40単位を加算)								
緊急短期入所受入加算	<table border="1"> <tr> <td>イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)</td> <td>(1日につき 120単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき 180単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	(1日につき 120単位を加算)	ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	(1日につき 180単位を加算)				
イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	(1日につき 120単位を加算)								
ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	(1日につき 180単位を加算)								
送迎加算	(片道につき 186単位を加算)								

注 一定の条件を満たす場合 +10単位

注 一定の条件を満たす場合 +100単位

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×69/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×50/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×28/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計

注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可

注3 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×170/1000)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×124/1000)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×69/1000)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57/1000)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41/1000)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注5 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×74/1000)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×54/1000)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×30/1000)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注6 単独型事業所において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×42/1000)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×31/1000)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×17/1000)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×9/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計

注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可

注3 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×23/1000)

注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×8/1000)

注5 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×10/1000)

注6 単独型事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×6/1000)

# ○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分

実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合  
 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合

基本部分

イ(1)居宅介護、 重度訪問介護、同 行援護、行動援護、 生活介護、自立訓 練、就労移行支援、 就労継続支援(1日 につき12時間を超 えない範囲)	4時間につき	(802単位)
イ(2)居宅介護、 重度訪問介護、同 行援護、行動援護、 生活介護、自立訓 練、就労移行支援、 就労継続支援(1日 につき12時間を超 える範囲)	4時間につき	(781単位)
<input type="checkbox"/> 短期入所	1日につき	(892単位)
ハ 共同生活援助 (介護サービス包括 型に限る)	1日につき	(961単位)

注 2人の居宅介護 従業者による場 合	注 夜間もしくは早朝 の場合 又は深夜の場合	注 特別地域加算	注 喀痰吸引等支 援体制加算 <small>※居宅介護、重度訪問介 護、行動援護、同行援護の み対象</small>	注 低所得の利用者 に対し支援を行っ た場合 ※
× 200 / 100	夜間もしくは 早朝の場合 +25 / 100 深夜の場合 +50 / 100	+15 / 100	1人1日当たり 100単位 を加算	

1日につき48単位  
を加算

※ 食事提供体制加算相当

福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×25/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×18/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福  
祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算  
(1月につき +所定単位×3/1000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福  
祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○施設入所支援サービス費

基本部分		注	注							
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている栄養士が非常勤の場合	栄養士が配置されていない場合			
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (453単位) (2) 区分5 (382単位) (3) 区分4 (308単位) (4) 区分3 (232単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (168単位)	×965/1000	×70/100	×95/100	×95/100	1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算			
ロ 定員41人以上60人以下	(1) 区分6 (356単位) (2) 区分5 (297単位) (3) 区分4 (235単位) (4) 区分3 (185単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (146単位)					1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算			
ハ 定員61人以上80人以下	(1) 区分6 (295単位) (2) 区分5 (247単位) (3) 区分4 (198単位) (4) 区分3 (162単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (132単位)					1日につき7単位を減算	1日につき15単位を減算			
ニ 定員81人以上	(1) 区分6 (269単位) (2) 区分5 (223単位) (3) 区分4 (178単位) (4) 区分3 (146単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (125単位)					1日につき6単位を減算	1日につき12単位を減算			
ホ 経過的施設入所支援サービス費	(別表のとおり)									
夜勤職員配置体制加算	(1)定員21人以上40人以下 (1日につき49単位を加算) (2)定員41人以上60人以下 (1日につき41単位を加算) (3)定員61人以上 (1日につき36単位を加算)					×965/1000				
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (一) 体制を整えた場合 (1日につき7単位を加算) (二) 夜間支援を行った場合 (1日につき180単位を加算)						注 一定の条件を満たす場合 +22単位			
							注 加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +700単位			
夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)									
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)									
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)									
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ) (1) 定員60人以下 (1日につき320単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき272単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき247単位を加算) ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ) (1) 定員60人以下 (1日につき191単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき162単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき147単位を加算)					×965/1000	8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
							8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
入院時支援特別加算	(1) 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算) (2) 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)									
地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)									
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) (1日につき12単位を加算) ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) (1日につき306単位を加算)									
栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)									
経口移行加算	(1日につき28単位を加算)									
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき5単位を加算)									
療養食加算	(1日につき23単位を加算)									
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/1000) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/1000)		注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可							
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×9/1000)		注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可							

## ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	基本部分			
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満 (2)定員10人	当該施設が単独施設 (237単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (201単位) (二)当該施設が主たる施設 (464単位) (三)当該施設が単独施設 (237単位)			+47単位 +47単位	+16単位 +47単位								+33単位 +33単位	+45単位 +45単位		
ロ 自閉症児の場合	(3)定員11人以上20人以下 (4)定員21人以上30人以下 (5)定員31人以上40人以下 (6)定員41人以上50人以下 (7)定員51人以上60人以下 (8)定員61人以上70人以下 (9)定員71人以上80人以下 (10)定員81人以上90人以下 (11)定員91人以上100人以下 (12)定員101人以上110人以下 (13)定員111人以上120人以下 (14)定員121人以上130人以下 (15)定員131人以上140人以下 (16)定員141人以上150人以下 (17)定員151人以上160人以下 (18)定員161人以上170人以下 (19)定員171人以上180人以下 (20)定員181人以上190人以下 (21)定員191人以上	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (174単位) (二)当該施設が主たる施設 (305単位) (三)当該施設が単独施設 (237単位) (233単位) (196単位) (176単位) (170単位) (164単位) (159単位) (154単位) (148単位) (147単位) (146単位) (145単位) (145単位) (143単位) (142単位) (141単位) (140単位) (139単位)			+24単位 +16単位 +12単位 +9単位 +8単位 +7単位 +6単位 +5単位 +4単位 +4単位 +4単位 +4単位 +3単位 +3単位 +3単位 +2単位 +2単位	+23単位 +16単位 +12単位 +9単位 +8単位 +7単位 +6単位 +5単位 +4単位 +4単位 +4単位 +4単位 +3単位 +3単位 +3単位 +2単位 +2単位								+16単位 +11単位 +8単位 +6単位 +5単位 +4単位 +3単位 +3単位 +3単位 +2単位 +2単位 +2単位 +2単位 +2単位 +2単位 +2単位	+22単位 +15単位 +12単位 +9単位 +8単位 +7単位 +6単位 +5単位 +4単位 +4単位 +4単位 +4単位 +3単位 +3単位 +3単位 +2単位 +2単位 +2単位 +2単位 +2単位		
	(1)定員30人以下 (2)定員31人以上40人以下 (3)定員41人以上50人以下 (4)定員51人以上60人以下 (5)定員61人以上70人以下 (6)定員71人以上	(235単位) (217単位) (208単位) (200単位) (191単位) (183単位)				+16単位 +12単位 +9単位 +8単位 +7単位 +6単位	+16単位 +12単位 +9単位 +8単位 +7単位 +6単位								+8単位 +8単位 +6単位 +5単位 +5単位 +4単位	+2単位 +2単位 +4単位 +4単位 +4単位 +4単位	
	ハ 盲児の場合	(1)定員5人 (2)定員6人以上9人以下 (3)定員10人 (4)定員11人以上15人以下 (5)定員16人以上20人以下 (6)定員21人以上25人以下 (7)定員26人以上30人以下 (8)定員31人以上35人以下 (9)定員36人以上40人以下 (10)定員41人以上50人以下 (11)定員51人以上60人以下 (12)定員61人以上70人以下 (13)定員71人以上80人以下 (14)定員81人以上90人以下 (15)定員91人以上	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (286単位) (二)当該施設が単独施設 (217単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (195単位) (二)当該施設が単独施設 (217単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (195単位) (二)当該施設が主たる施設 (462単位) (三)当該施設が単独施設 (217単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (162単位) (二)当該施設が主たる施設 (340単位) (三)当該施設が単独施設 (217単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (148単位) (二)当該施設が主たる施設 (282単位) (三)当該施設が単独施設 (217単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (139単位) (二)当該施設が主たる施設 (258単位) (三)当該施設が単独施設 (217単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (129単位) (二)当該施設が主たる施設 (217単位) (三)当該施設が単独施設 (217単位) (一)当該施設が主たる施設 (193単位) (二)当該施設が単独施設 (193単位) (一)当該施設が主たる施設 (179単位) (二)当該施設が単独施設 (179単位) (一)当該施設が主たる施設 (158単位) (二)当該施設が単独施設 (158単位) (一)当該施設が主たる施設 (154単位) (二)当該施設が単独施設 (154単位) (一)当該施設が主たる施設 (149単位) (二)当該施設が単独施設 (149単位) (一)当該施設が主たる施設 (144単位) (二)当該施設が単独施設 (144単位) (一)当該施設が主たる施設 (139単位) (二)当該施設が単独施設 (139単位) (一)当該施設が主たる施設 (134単位) (二)当該施設が単独施設 (134単位)			+47単位 +47単位 +47単位 +24単位 +24単位 +16単位 +16単位 +12単位 +12単位 +9単位 +8単位 +7単位 +6単位 +5単位 +4単位	+95単位 +16単位 +47単位 +47単位 +16単位 +19単位 +16単位 +16単位 +12単位 +12単位 +9単位 +8単位 +7単位 +6単位 +5単位 +4単位									+33単位 +33単位 +33単位 +16単位 +16単位 +11単位 +11単位 +8単位 +8単位 +6単位 +5単位 +4単位 +4単位 +3単位	+45単位 +45単位 +45単位 +22単位 +22単位 +15単位 +15単位 +12単位 +12単位 +9単位 +8単位 +7単位 +6単位 +5単位 +4単位 +4単位
		ニ とうあ児の場合	(1)定員5人 (2)定員6人以上9人以下 (3)定員10人 (4)定員11人以上15人以下 (5)定員16人以上20人以下 (6)定員21人以上25人以下 (7)定員26人以上30人以下 (8)定員31人以上35人以下 (9)定員36人以上40人以下 (10)定員41人以上50人以下 (11)定員51人以上60人以下 (12)定員61人以上70人以下 (13)定員71人以上80人以下 (14)定員81人以上90人以下 (15)定員91人以上	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (286単位) (二)当該施設が単独施設 (216単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (201単位) (二)当該施設が単独施設 (216単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (201単位) (二)当該施設が主たる施設 (459単位) (三)当該施設が単独施設 (216単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (162単位) (二)当該施設が主たる施設 (338単位) (三)当該施設が単独施設 (216単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (149単位) (二)当該施設が主たる施設 (281単位) (三)当該施設が単独施設 (216単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (138単位) (二)当該施設が主たる施設 (243単位) (三)当該施設が単独施設 (216単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (130単位) (二)当該施設が主たる施設 (218単位) (三)当該施設が単独施設 (216単位) (一)当該施設が主たる施設 (192単位) (二)当該施設が単独施設 (192単位) (一)当該施設が主たる施設 (178単位) (二)当該施設が単独施設 (178単位) (一)当該施設が主たる施設 (157単位) (二)当該施設が単独施設 (157単位) (一)当該施設が主たる施設 (153単位) (二)当該施設が単独施設 (153単位) (一)当該施設が主たる施設 (148単位) (二)当該施設が単独施設 (148単位) (一)当該施設が主たる施設 (143単位) (二)当該施設が単独施設 (143単位) (一)当該施設が主たる施設 (139単位) (二)当該施設が単独施設 (139単位) (一)当該施設が主たる施設 (134単位) (二)当該施設が単独施設 (134単位)			+47単位 +47単位 +47単位 +24単位 +24単位 +16単位 +16単位 +12単位 +12単位 +9単位 +8単位 +7単位 +6単位 +5単位 +4単位	+95単位 +16単位 +47単位 +47単位 +16単位 +19単位 +16単位 +16単位 +12単位 +12単位 +9単位 +8単位 +7単位 +6単位 +5単位 +4単位								+33単位 +33単位 +33単位 +16単位 +16単位 +11単位 +11単位 +8単位 +8単位 +6単位 +5単位 +4単位 +4単位 +3単位	+45単位 +45単位 +45単位 +22単位 +22単位 +15単位 +15単位 +12単位 +12単位 +9単位 +8単位 +7単位 +6単位 +5単位 +4単位 +4単位

不 該 体 不 自 由 児 の 場 合	(1)定員50人以下	(229単位)	ト 重 度 障 害 児 支 援 加 算 (Ⅱ) 1日につき +63単位	+9単位	+6単位	
	(2)定員51人以上80人以下	(226単位)		+8単位		+5単位
	(3)定員81人以上100人以下	(222単位)		+7単位		+5単位
	(4)定員101人以上	(218単位)		+6単位		+4単位

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ) ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下	(102単位)	× 965 / 1000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
		(2)定員61人以上90人以下	(92単位)		
		(3)定員91人以上	(81単位)		
		(1)定員60人以下	(61単位)		
		(2)定員61人以上90人以下	(55単位)		
		(3)定員91人以上	(48単位)		

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき108単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき143単位を加算)

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき180単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき359単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき3単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき2単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき1単位を加算)

地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、160単位を加算)
--------	------------------------------

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき9単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき7単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき6単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき5単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき4単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき4単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき4単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき3単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき3単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき3単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき2単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき2単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき2単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき2単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき2単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき2単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき2単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき5単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき4単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき3単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき3単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき2単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき2単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき2単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき2単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき2単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき1単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき1単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき1単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき1単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき1単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき1単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき1単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき1単位を加算)

栄養マネジメント加算	(1日につき11単位を加算)
------------	----------------

小規模グループケア加算	(1日につき77単位を加算)
-------------	----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位数 × 62 / 1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位数 × 45 / 1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位数 × 25 / 1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + ハの90 / 100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき + ハの80 / 100)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき + 所定単位数 × 8 / 1000)
-----------------	----------------------------

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

# ○機能訓練サービス費

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数 が利用定員を 超える場合 又は	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (787単位) (2) 定員21人以上40人以下 (704単位) (3) 定員41人以上60人以下 (669単位) (4) 定員61人以上80人以下 (641単位) (5) 定員81人以上 (604単位)	× 965/1000	× 70/100	× 70/100	× 95/100	× 95/100
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (245単位) (2) 1時間以上 (564単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (724単位)					
ハ 基準該当機能訓練サービス費	(787単位)					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)					
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)					
リハビリテーション加算	(1日につき 20単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算	(1日につき 30単位を加算)					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき 27単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき 13単位を加算)					
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき 300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき+所定単位×8/1000)					

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合  
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000)  
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000)  
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)  
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)  
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

# ○生活訓練サービス費

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (751単位) (2) 定員21人以上40人以下 (670単位) (3) 定員41人以上60人以下 (637単位) (4) 定員61人以上80人以下 (612単位) (5) 定員81人以上 (575単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (245単位) (2) 1時間以上 (564単位)					
ホ 基準該当生活訓練サービス費	(751単位)					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)					
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)					
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき 180単位を加算) ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき 115単位を加算)					
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき 180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき 115単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき 48単位を加算) ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)					
看護職員配置加算(Ⅰ)	(1日につき 18単位を加算)					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき 27単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき 13単位を加算)					
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき 300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×57/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×41/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×23/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×28/1000) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×9/1000)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×8/1000)					

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合  
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69/1000)  
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50/1000)  
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1000)  
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×28/1000)  
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×9/1000)



# ○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分		注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合 (271単位) (2) 利用期間が2年を超える場合 (163単位)	×70/100	×70/100	×95/100
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合 (271単位) (2) 利用期間が3年を超える場合 (163単位)			
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき 4単位を加算)			
地域移行支援体制強化加算	(1日につき 55単位を加算)			
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)			
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)			
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)			
日中支援加算	(1日につき 270単位を加算)			
通勤者生活支援加算	(1日につき 18単位を加算)			
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき 561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)			
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき 374単位を加算)			
長期入院時支援特別加算	(1日につき 76単位を加算)			
長期帰宅時支援加算	(1日につき 25単位を加算)			
地域移行加算	(利用中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)			
地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき 670単位を加算)			
食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき 48単位を加算)			
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ) (1)夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき448単位を加算) (2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき269単位を加算) (3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき168単位を加算) (4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき122単位を加算) (5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき96単位を加算) (6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき79単位を加算) (7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき67単位を加算) (8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき58単位を加算) (9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき52単位を加算) (10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき46単位を加算) ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ) (1)夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき149単位を加算) (2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき90単位を加算) (3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき56単位を加算) (4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき41単位を加算) (5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき32単位を加算) (6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき26単位を加算) (7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき22単位を加算) (8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき19単位を加算) (9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき17単位を加算) (10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき15単位を加算) ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ) (1日につき10単位を加算)			
看護職員配置加算(Ⅱ)	(1日につき 13単位を加算)			
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

# ○就労移行支援サービス費

基本部分		注		注				
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数 が利用定員を 超える場合	職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	就労移行又は定着実績がない場合	
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(804単位) (711単位) (679単位) (634単位) (595単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100	過去2年即一般就労への移行実績が0の場合 ×85/100 過去3年間の定着者が0の場合 ×70/100 過去4年間の定着者が0の場合 ×50/100
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき 15単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 6単位を加算)						
就労支援関係研修修了加算		(1日につき 11単位を加算)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 41単位を加算)						
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき)	30単位を加算)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 ロ 1時間以上	(1回につき 187単位を加算) (1回につき 280単位を加算)						
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき 94単位を加算)						
就労定着支援体制加算	イ 6月以上12月未満の就労定着者 ロ 12月以上24月未満の就労定着者 ハ 24月以上36月未満の就労定着者	(1)定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき 29単位を加算) (2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき 48単位を加算) (3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき 71単位を加算) (4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき 102単位を加算) (5)定着率が4割5分以上の場合 (1日につき 146単位を加算) (1)定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき 25単位を加算) (2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき 41単位を加算) (3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき 61単位を加算) (4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき 88単位を加算) (5)定着率が4割5分以上の場合 (1日につき 125単位を加算) (1)定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき 21単位を加算) (2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき 34単位を加算) (3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき 51単位を加算) (4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき 73単位を加算) (5)定着率が4割5分以上の場合 (1日につき 105単位を加算)						
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 500単位を加算) (1日につき 250単位を加算) (1日につき 500単位を加算) (1日につき 100単位を加算)						
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき 180単位を加算) (1日につき 115単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)						
食事提供体制加算		(1日につき 30単位を加算)						
移行準備支援体制加算	イ 移行準備支援体制加算(Ⅰ) ロ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき 41単位を加算) (1日につき 100単位を加算)						
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき 27単位を加算) (片道につき 13単位を加算)						
障害福祉サービスの体験利用支援加算		(1日につき 300単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×67/1000) (1月につき 所定単位×49/1000) (1月につき 所定単位×27/1000) (1月につき 所定単位×90/1000) (1月につき 所定単位×80/1000)						注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/1000) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/1000)
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 所定単位×9/1000)						注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9/1000)

# ○就労移行支援(養成)サービス費

基本部分
------

□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	(1)定員20人以下	(524単位)
	(2)定員21人以上40人以下	(467単位)
	(3)定員41人以上60人以下	(437単位)
	(4)定員61人以上80人以下	(426単位)
	(5)定員81人以上	(412単位)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき 15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき 10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)

就労支援関係研修了加算	(1日につき 11単位を加算)
-------------	-----------------

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)
------------------	-----------------

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)
------	----------------------------------

訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)
-----------------	-----------------

就労定着支援体制加算	イ 6月以上12月未満の就労定着者	(1)定着率が5分以上1割5分未満の場合	(1日につき 29単位を加算)
		(2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	(1日につき 48単位を加算)
		(3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	(1日につき 71単位を加算)
		(4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	(1日につき 102単位を加算)
		(5)定着率が4割5分以上の場合	(1日につき 146単位を加算)
	ロ 12月以上24月未満の就労定着者	(1)定着率が5分以上1割5分未満の場合	(1日につき 25単位を加算)
		(2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	(1日につき 41単位を加算)
		(3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	(1日につき 61単位を加算)
		(4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	(1日につき 88単位を加算)
		(5)定着率が4割5分以上の場合	(1日につき 125単位を加算)
	ハ 24月以上36月未満の就労定着者	(1)定着率が5分以上1割5分未満の場合	(1日につき 21単位を加算)
		(2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	(1日につき 34単位を加算)
		(3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	(1日につき 51単位を加算)
		(4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	(1日につき 73単位を加算)
		(5)定着率が4割5分以上の場合	(1日につき 105単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
----------------------	------------------

食事提供体制加算	(1日につき 30単位を加算)
----------	-----------------

移行準備支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき 41単位を加算)
---------------	-----------------

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき 27単位を加算)
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき 13単位を加算)

障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき 300単位を加算)
-------------------	------------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×67/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×49/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×27/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×90/1000)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×80/1000)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×9/1000)
-----------------	---------------------

注	注				
地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	就労移行又は定着実績がない場合
×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100	過去2年間一般就労への移行実績が0の場合 ×85/100
					過去3年間の定着者が0の場合 ×70/100
					過去4年間の定着者が0の場合 ×50/100

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
注3 指定障害者支援施設において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/1000)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/1000)

# ○就労継続支援A型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合	短時間利用者が一定以上の割合の場合 ※1	1日の平均利用時間が一定時間以下の場合 ※2
イ 就労継続支援A型サービス費 (I)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上						1日の平均利用時間が1時間未満の場合 ×30/100 1日の平均利用時間が1時間以上2時間未満の場合 ×40/100 1日の平均利用時間が2時間以上3時間未満の場合 ×75/100 1日の平均利用時間が3時間以上4時間未満の場合 ×90/100
ロ 就労継続支援A型サービス費 (II)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	現員数の100分の50以上100分の80未満の場合 ×90/100 現員数の100分の80以上の場合 ×75/100	1日の平均利用時間が4時間以上5時間未満の場合 ×90/100

※1 平成27年9月末まで  
※2 平成27年10月施行

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I)	(1日につき 15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	(1日につき 10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	(1日につき 6単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)
------------------	-----------------

重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) 障害基礎年金1級受給者・利用者が100分の50	(1)定員20人以下	(1日につき 56単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき 50単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき 47単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき 46単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき 45単位を加算)
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) 障害基礎年金1級受給者・利用者が100分の25	(1)定員20人以下	(1日につき 28単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき 25単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき 24単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき 23単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき 22単位を加算)

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)
------	----------------------------------

訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき 187単位を加算)
	(2)1時間以上	(1回につき 280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)
-----------------	-----------------

就労移行支援体制加算	(1日につき 26単位を加算)
------------	-----------------

施設外就労加算	(1日につき 100単位を加算)
---------	------------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(I)	(1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(II)	(1日につき 250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(III)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(IV)	(1日につき 100単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
----------------------	------------------

食事提供体制加算	(1日につき 30単位を加算)
----------	-----------------

送迎加算	イ 送迎加算(I)	(片道につき 27単位を加算)
	ロ 送迎加算(II)	(片道につき 13単位を加算)

障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき 300単位を加算)
-------------------	------------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×54/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×40/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×22/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合  
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×69/1000)  
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×50/1000)  
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×28/1000)  
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +ハの90/100)  
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +ハの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×7/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可  
 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

# ○就労継続支援B型サービス費

基本部分		注	注	注
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	利用者の数 が利用定員 を超える場合 又は 職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合
イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) (7.5:1)	(1)定員20人以下 (584単位)	×965/1000	×70/100	×95/100
	(2)定員21人以上40人以下 (519単位)			
	(3)定員41人以上60人以下 (487単位)			
	(4)定員61人以上80人以下 (478単位)			
	(5)定員81人以上 (462単位)			
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1)定員20人以下 (532単位)			
	(2)定員21人以上40人以下 (474単位)			
	(3)定員41人以上60人以下 (440単位)			
	(4)定員61人以上80人以下 (431単位)			
	(5)定員81人以上 (416単位)			
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費 ( - )				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)			
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 41単位を加算)				
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) 障害者認定率(18名割合)・利用者が100分の90 (1)定員20人以下 (1日につき 56単位を加算) (2)定員21人以上40人以下 (1日につき 50単位を加算) (3)定員41人以上60人以下 (1日につき 47単位を加算) (4)定員61人以上80人以下 (1日につき 46単位を加算) (5)定員81人以上 (1日につき 45単位を加算) ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) 障害者認定率(18名割合)・利用者が100分の29 (1)定員20人以下 (1日につき 28単位を加算) (2)定員21人以上40人以下 (1日につき 25単位を加算) (3)定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算) (4)定員61人以上80人以下 (1日につき 23単位を加算) (5)定員81人以上 (1日につき 22単位を加算)			
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)			
欠席時対応加算(月4回を限度) (1回につき 94単位を加算)				
就労移行支援体制加算 (1日につき 13単位を加算)				
目標工賃達成加算	イ 目標工賃達成加算(Ⅰ) (1日につき 69単位を加算) ロ 目標工賃達成加算(Ⅱ) (1日につき 59単位を加算) ハ 目標工賃達成加算(Ⅲ) (1日につき 32単位を加算)			
目標工賃達成指導員配置加算	(1)定員20人以下 (1日につき 89単位を加算) (2)定員21人以上40人以下 (1日につき 80単位を加算) (3)定員41人以上60人以下 (1日につき 75単位を加算) (4)定員61人以上80人以下 (1日につき 74単位を加算) (5)定員81人以上 (1日につき 72単位を加算)			
施設外就労加算 (1日につき 100単位を加算)				
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)				
食事提供体制加算 (1日につき 30単位を加算)				
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき 27単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき 13単位を加算)			
障害福祉サービスの体験利用支援加算 (1日につき 300単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×52/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×38/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×21/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)			
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×7/1000)				

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可  
注3 指定障害者支援施設において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000)  
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000)  
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)  
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)  
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可  
注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

○共同生活援助サービス費

基本部分		注	注	注			
		大規模住居等減算	世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合			
				委託先である指定居宅介護事業者により委託居宅介護サービスが行われる場合			
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(4:1) (1) 区分6 (668単位) (2) 区分5 (552単位) (3) 区分4 (471単位) (4) 区分3 (385単位) (5) 区分2 (295単位) (6) 区分1以下 (259単位)	入居定員が8人以上 ×95/100  入居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	×70/100	×95/100			
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(5:1) (1) 区分6 (617単位) (2) 区分5 (501単位) (3) 区分4 (420単位) (4) 区分3 (334単位) (5) 区分2 (244単位) (6) 区分1以下 (212単位)						
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(6:1) (1) 区分6 (467単位) (2) 区分5 (387単位) (3) 区分4 (301単位) (4) 区分3 (211単位) (5) 区分2 (182単位) (6) 区分1以下 (699単位)						
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(体談利用) (1) 区分6 (532単位) (2) 区分5 (502単位) (3) 区分4 (415単位) (4) 区分3 (326単位) (5) 区分2 (289単位) (6) 区分1以下 (444単位)						
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	世話人配置4:1の場合 (1) 区分6 (444単位) (2) 区分5 (398単位) (3) 区分4 (365単位) 世話人配置5:1の場合 (1) 区分6 (393単位) (2) 区分5 (347単位) (3) 区分4 (314単位) 世話人配置6:1の場合 (1) 区分6 (380単位) (2) 区分5 (313単位) (3) 区分4 (281単位)						
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(4:1) (259単位)				入居定員が8人以上 ×87/100  入居定員が21人以上 ×87/100	×70/100	×95/100
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(5:1) (212単位)						
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(6:1) (182単位)						
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(10:1) (121単位)						
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)	(体談利用) (289単位)						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)						
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援体制加算(Ⅰ) (1) 夜間支援対象利用者2人以下 (1日につき672単位を加算) (2) 夜間支援対象利用者3人 (1日につき448単位を加算) (3) 夜間支援対象利用者4人 (1日につき336単位を加算) (4) 夜間支援対象利用者5人 (1日につき269単位を加算) (5) 夜間支援対象利用者6人 (1日につき224単位を加算) (6) 夜間支援対象利用者7人 (1日につき192単位を加算) (7) 夜間支援対象利用者8人以上10人以下 (1日につき149単位を加算) (8) 夜間支援対象利用者11人以上13人以下 (1日につき112単位を加算) (9) 夜間支援対象利用者14人以上16人以下 (1日につき90単位を加算) (10) 夜間支援対象利用者17人以上20人以下 (1日につき75単位を加算) (11) 夜間支援対象利用者21人以上30人以下 (1日につき54単位を加算) ロ 夜間支援体制加算(Ⅱ) (1) 夜間支援対象利用者2人以下 (1日につき112単位を加算) (2) 夜間支援対象利用者3人 (1日につき90単位を加算) (3) 夜間支援対象利用者4人 (1日につき75単位を加算) (4) 夜間支援対象利用者5人 (1日につき64単位を加算) (5) 夜間支援対象利用者6人以上10人以下 (1日につき50単位を加算) (6) 夜間支援対象利用者11人以上13人以下 (1日につき37単位を加算) (7) 夜間支援対象利用者14人以上16人以下 (1日につき30単位を加算) (8) 夜間支援対象利用者17人以上20人以下 (1日につき25単位を加算) (9) 夜間支援対象利用者21人以上30人以下 (1日につき18単位を加算) ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ) (1日につき10単位を加算)						
昼夜障害者支援加算	(1日につき360単位を加算)						
日中支援加算	イ 日中支援体制加算(Ⅰ) (1) 日中支援対象利用者1人 (1日につき539単位を加算) (2) 日中支援対象利用者2人以上 (1日につき270単位を加算) ロ 日中支援体制加算(Ⅱ) (1) 日中支援対象利用者1人 (1日につき339単位を加算) (2) 日中支援対象利用者2人以上 (1日につき270単位を加算) (3) 日中支援対象利用者3人以上 (1日につき135単位を加算)						
自立生活支援加算	(入居中1回、退居後1回を限度として、500単位を加算)						
入院時支援特別加算	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1日につき561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1日につき1,122単位を加算)						
帰宅時支援加算	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)						
長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき122単位を加算) ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき76単位を加算)						
長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算) ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算)						
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき300単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき99単位を加算)						
地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)						
通勤者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき +所定単位×74/1000) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき +所定単位×170/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき +所定単位×54/1000) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき +所定単位×124/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき +所定単位×30/1000) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき +所定単位×69/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき +ハ(1)の90/100) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき +ハ(2)の90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき +ハ(1)の80/100) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき +ハ(2)の80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき +所定単位×10/1000) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき +所定単位×23/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可					

# ○計画相談支援給付費

基本部分	注 居宅介護支援費 重複減算Ⅰ	注 居宅介護支援費 重複減算Ⅱ	注 介護予防支援費 重複減算	注 特別地域加算
イ サービス利用支援費 (1月につき1,611単位)	-705単位	-1,007単位	-112単位	+15/100
ロ 継続サービス利用支援費 (1月につき1,310単位)	-705単位	-1,007単位	-112単位	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき+150単位)				
特定事業所加算 (1月につき+300単位)				

# ○障害児相談支援給付費

基本部分	
イ 障害児支援利用援助費	(1月につき1,611単位)
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1月につき1,310単位)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき+150単位)
初回加算	(1月につき+500単位)
特定事業所加算	(1月につき+300単位)

注
特別地域加算
+15/100



## ○地域相談支援給付費(地域移行支援)

基本部分		注 特別地域加算
地域移行支援サービス費 ( 1月につき2,323単位 )		+15/100
初回加算 ( 1月につき+500単位 )		
集中支援加算 ( 1月につき+500単位 )		
退院・退所月加算 ( 1月につき+2,700単位 )		
障害福祉サービスの体験利用加算 ( 1日につき+300単位 )		
体験宿泊加算	イ 体験宿泊加算(Ⅰ) ( 1日につき+300単位 )	
	ロ 体験宿泊加算(Ⅱ) ( 1日につき+700単位 )	

○地域相談支援給付費(地域定着支援)

基本部分		注 特別地域加算
地域定着支援サービス費	イ 体制確保費 ( 1月につき302単位 )	+15/100
	ロ 緊急時支援費 ( 1日につき705単位 )	



ホ 政体不自由児の場合	(1)定員50人以下	(715単位)			+29単位		+20単位
	(2)定員51人以上60人以下	(706単位)			+24単位	ト 重度障害児 支援加算(Ⅳ) 1日につき +198単位	+17単位
	(3)定員61人以上70人以下	(694単位)			+21単位		+15単位
	(4)定員71人以上	(681単位)			+18単位		+13単位

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下	(320単位)	× 965/1000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位数を算定
		(2)定員61人以上80人以下	(288単位)		
		(3)定員81人以上	(252単位)		
ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下	(191単位)			
	(2)定員61人以上80人以下	(172単位)			
	(3)定員81人以上	(150単位)			

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき448単位を加算)

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき561単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき1,122単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

実養士配置加算	イ 実養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき27単位を加算)	
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき22単位を加算)	
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき18単位を加算)	
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき15単位を加算)	
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき13単位を加算)	
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき12単位を加算)	
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき11単位を加算)	
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき10単位を加算)	
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき9単位を加算)	
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき8単位を加算)	
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき7単位を加算)	
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき7単位を加算)	
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき6単位を加算)	
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき6単位を加算)	
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき6単位を加算)	
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき5単位を加算)	
		(17)定員191人以上	(1日につき5単位を加算)	
		ロ 実養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき15単位を加算)
			(2)定員41人以上50人以下	(1日につき12単位を加算)
			(3)定員51人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)
			(4)定員61人以上70人以下	(1日につき8単位を加算)
			(5)定員71人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)
			(6)定員81人以上90人以下	(1日につき6単位を加算)
			(7)定員91人以上100人以下	(1日につき6単位を加算)
			(8)定員101人以上110人以下	(1日につき5単位を加算)
			(9)定員111人以上120人以下	(1日につき5単位を加算)
			(10)定員121人以上130人以下	(1日につき4単位を加算)
			(11)定員131人以上140人以下	(1日につき4単位を加算)
			(12)定員141人以上150人以下	(1日につき4単位を加算)
			(13)定員151人以上160人以下	(1日につき3単位を加算)
			(14)定員161人以上170人以下	(1日につき3単位を加算)
			(15)定員171人以上180人以下	(1日につき3単位を加算)
			(16)定員181人以上190人以下	(1日につき3単位を加算)
			(17)定員191人以上	(1日につき3単位を加算)

栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)
------------	----------------

小規模グループケア加算	(1日につき240単位を加算)
-------------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×62/1000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×45/1000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×25/1000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位数×8/1000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可
-----------------	-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

# ○医療型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	乳幼児加算	心理担当職員配置加算	
イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合 (323単位)					+24単位	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位 *別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき+111単位	1日につき+26単位	
	(2) 肢体不自由児の場合 (148単位)					+24単位	ハ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位	1日につき+70単位		
	(3) 重症心身障害児の場合 (880単位)					+24単位				
ロ 医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合	(一)最初の90日まで (355単位)	×965/1000	×70/100	×95/100	+24単位	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位 *別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき+111単位	1日につき+26単位	
		(二)91日目以降180日目まで (323単位)								
		(三)181日目以降 (291単位)								
	(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の90日まで (163単位)				+24単位	ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位		1日につき+70単位	
		(二)91日目以降180日目まで (148単位)								
		(三)181日目以降 (133単位)								
	(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の90日まで (968単位)				+24単位				
		(二)91日目以降180日目まで (880単位)								
		(三)181日目以降 (792単位)								
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合 (124単位)					ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位		
	(2) 重症心身障害児の場合 (880単位)									
ニ 指定発達支援医療機関で短期有目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一)最初の90日まで (136単位)				ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位		
		(二)91日目以降180日目まで (124単位)								
		(三)181日目以降 (112単位)								
	(2) 重症心身障害児の場合	(一)最初の90日まで (968単位)								
		(二)91日目以降180日目まで (880単位)								
		(三)181日目以降 (792単位)								
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として1日につき337単位を加算)									
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として1日につき448単位を加算)									
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)									
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)									
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)									

地域移行加算  
(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)

小規模グループケア加算  
(1日につき240単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×35/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×25/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×14/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき Ⅰハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき Ⅰハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算  
(1月につき 所定単位×5/1000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

# ○児童発達支援給付費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			地方公共団体が設置する場合	有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 指導員又は保育士の員数が基準を満たさない場合 (1日につき)	指導員又は保育士の員数が基準を満たさない場合 (1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合	児童発達支援管理責任者専任加算 (1日につき)	人工内耳装用児支援加算 (1日あたり)	指導員加配加算	
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下 (976単位)	× 965/1000						-277単位				
		(2) 定員31人以上40人以下 (917単位)											+68単位
		(3) 定員41人以上50人以下 (858単位)											+51単位
		(4) 定員51人以上60人以下 (800単位)											+41単位
		(5) 定員61人以上70人以下 (779単位)											+34単位
		(6) 定員71人以上80人以下 (759単位)											+29単位
		(7) 定員81人以上 (737単位)											+25単位
	ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下 (1220単位)											+22単位
		(2) 定員21人以上30人以下 (1073単位)											+102単位
		(3) 定員31人以上40人以下 (987単位)											+68単位
ハ 重症心身障害児の場合	(4) 定員41人以上 (900単位)	+51単位											
	(1) 定員15人以下 (1152単位)	+41単位											
	(2) 定員16人以上20人以下 (874単位)	+445単位											
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(3) 定員21人以上 (798単位)	+102単位										
		(1) 定員10人以下 (620単位)	+68単位										
		(2) 定員11人以上20人以下 (453単位)	+205単位										
	ホ 重症心身障害児の場合	(3) 定員21人以上 (364単位)	+8単位										
		(1) 定員5人 (1608単位)	+6単位										
		(2) 定員6人 (1347単位)	× 70/100										
		(3) 定員7人 (1160単位)	× 70/100										
		(4) 定員8人 (1020単位)	× 70/100										
		(5) 定員9人 (911単位)	× 95/100										
		(6) 定員10人 (824単位)	4時間未満 × 70/100										
(7) 定員11人以上 (699単位)	4時間以上6時間未満 × 85/100												
児童発達支援(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)												
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)												
事業所内相談支援加算(月1回を限度)			(1回につき 35単位を加算)										
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)												
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)												
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 30単位を加算)												
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 40単位を加算)												
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき 150単位を加算)										
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)										
			ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)										
			ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)										
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 37単位を加算)											
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)											
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)											
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)											
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)											
		(6)定員81人以上 (1日につき 16単位を加算)											
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 20単位を加算)											
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算)											
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算)											
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算)											
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算)											
		(6)定員81人以上 (1日につき 9単位を加算)											
欠席時対応加算(月4回を限度)			(1回につき 94単位を加算)										
特別支援加算			(1日につき 25単位を加算)										
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算)												
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算)												
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算)												
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)												
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (片道につき 54単位を加算)												
	ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき 37単位を加算)												

イ 児童指導員等の場合  
+195単位  
ロ 指導員の場合  
+183単位  
イ 児童指導員等の場合  
+130単位  
ロ 指導員の場合  
+122単位  
イ 児童指導員等の場合  
+78単位  
ロ 指導員の場合  
+73単位

延長支援加算	イ 障害児 (重症心身障害児を除く) の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき 200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×76/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×56/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×31/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位の90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×10/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可



# ○医療型児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (333単位) ロ 重症心身障害児の場合 (445単位)	×965/1000	×70/100	×95/100	4時間未満 ×70/100	+51単位
指定発達支援医療機関で行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (333単位) ロ 重症心身障害児の場合 (445単位)				4時間以上6時間未満 ×85/100	+51単位
家庭連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)					
事業所内相談支援加算(月1回を限度)		(1回につき 35単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)					
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 30単位を加算) ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 40単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき 94単位を加算)				
特別支援加算		(1日につき 25単位を加算)				
送迎加算(重症心身障害児に限る)		(片道につき 37単位を加算)				
保育職員加配加算		(1日につき 50単位を加算)				
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき 61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき 92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき 123単位を加算) ロ 重症心身障害児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき 128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき 192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき 256単位を加算)					
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ) (1日につき 200単位を加算) ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) (1日につき 200単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×146/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×106/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×59/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可				
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×20/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可				

# ○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注							
		有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者の員数が基準に満たない場合(1日につき) 又は	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	指導員加配加算(1日につき)	
イ(1)障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(一)定員10人以下 (473単位)	+9単位	×70/100	×70/100	×95/100	4時間未満×70/100 4時間以上6時間未満×85/100	+205単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の場合 +183単位	
	(二)定員11人以上20人以下 (355単位)	+6単位						イ 児童指導員等の場合 +130単位 ロ 指導員の場合 +122単位	
	(三)定員21人以上 (276単位)	+4単位						イ 児童指導員等の場合 +78単位 ロ 指導員の場合 +73単位	
イ(2)障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(一)定員10人以下 (611単位)	+12単位	×70/100	×70/100	×95/100	4時間未満×70/100 4時間以上6時間未満×85/100	+205単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の場合 +183単位	
	(二)定員11人以上20人以下 (447単位)	+8単位						イ 児童指導員等の場合 +130単位 ロ 指導員の場合 +122単位	
	(三)定員21人以上 (359単位)	+6単位						イ 児童指導員等の場合 +78単位 ロ 指導員の場合 +73単位	
ロ(1)障害児(重症心身障害児)に授業終了後に行う場合	(一)定員5人 (1329単位)	+73単位	×70/100	×70/100	×95/100	4時間未満×70/100 4時間以上6時間未満×85/100	+410単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の場合 +183単位	
	(二)定員6人 (1112単位)								+342単位
	(三)定員7人 (958単位)								+293単位
	(四)定員8人 (842単位)								+256単位
	(五)定員9人 (751単位)								+228単位
	(六)定員10人 (679単位)								+205単位
	(七)定員11人以上 (577単位)								+102単位
ロ(2)重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人 (1608単位)	+73単位	×70/100	×70/100	×95/100	4時間未満×70/100 4時間以上6時間未満×85/100	+410単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の場合 +183単位	
	(二)定員6人 (1347単位)								+342単位
	(三)定員7人 (1160単位)								+293単位
	(四)定員8人 (1020単位)								+256単位
	(五)定員9人 (911単位)								+228単位
	(六)定員10人 (824単位)								+205単位
	(七)定員11人以上 (699単位)								+102単位

家庭連携加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算(月1回を限度)	(1回につき 35単位を加算)
--------------------	-----------------

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
----------------------	------------------

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)
-----------------	-----------------

特別支援加算			(1日につき 25単位を加算)
医療連携体制加算	イ	医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 500単位を加算)
	ロ	医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 250単位を加算)
	ハ	医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ	医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位を加算)

送迎加算	イ	障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(片道につき 54単位を加算)
	ロ	重症心身障害児の場合	(片道につき 37単位を加算)

延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 256単位を加算)

関係機関連携加算	イ	関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき 200単位を加算)
	ロ	関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×81/1000)
	ロ	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×59/1000)
	ハ	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×33/1000)
	ニ	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)
	ホ	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×11/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可

# ○保育所等訪問支援給付費

基本部分		注 専門職員が支援を行う場合	注 通所支援計画が作成されない場合	注 一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	注 児童発達支援管理責任者専任加算 (1日につき)	注 特別地域加算
保育所等訪問支援給付費	(916単位)	+375単位	×95/100	×93/100	+68単位	+15/100
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×79/1000)				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×58/1000)				
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×32/1000)				
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)				
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)				
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 十所定単位×11/1000)				
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可				
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可				